

生物多様性条約第15条

● 生物多様性条約 第15条 第1項

条文： 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法制に従う。

解釈： 加盟国は自国の天然(生物)資源に対して主権的権利を有し、生物資源を統治する権限がある。

遺伝資源へのアクセスは提供国の国内法令に従う。

提供国の国内法令に従わない場合、法律違反あるいは不正入手とみなされ、違反には罰則が科せられる可能性がある。

● 生物多様性条約 第15条 第4項

条文： 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、且つ、この条の規定に従ってこれを提供する。

解釈： 取得の機会(アクセス)の条件として、相互に合意する条件(MAT)に基づく契約が必要である。

● 生物多様性条約 第15条 第5項

条文： 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。

解釈： 取得の機会(アクセス)が与えられるための条件として、提供国の権威ある当局の事前の情報に基づく同意(PIC)が必要である。 ※提供国が別段の決定を行えば、PICを発行する必要はない。

● 生物多様性条約 第15条 第7項

条文： 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、(中略)、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

解釈： 遺伝資源の研究及び開発から生じる利益は提供国と公正かつ衡平に配分する。

利益配分には相互に合意する条件(MAT)に基づく契約が必要である。

